

災害時等における滋賀県道路公社所管施設の応急対策に係る 応援協力に関する細目協定書

「災害時等における滋賀県道路公社所管施設の応急対策に係る応援協力に関する協定書（令和4年10月24日締結）」（以下「協定書」という。）第10条に定めるところにより、滋賀県道路公社理事長（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県建設業協会会長（以下「乙」という。）とは、次のとおり細目協定を締結する。

（要請の手続き）

第1条 甲の連絡責任者は協定書第3条に規定する応援協力を要請する必要があると判断したときは、協定書第8条に規定する乙の連絡責任者に対し、「災害時応援協力要請書（様式-1）」により必要な事項を明記し、要請するものとする。
ただし、緊急を要する場合は口頭により要請することができるものとする。
この場合においても、甲は速やかに書面を乙に交付するものとする。

（選定協会員の報告）

第2条 乙は、甲から協定書第3条の規定に基づく応援協力の要請を受けた場合は、所属する協会員（以下「協会員」という。）に対して当該要請があった旨を連絡するとともに、当該要請の内容を勘案のうえ、迅速な対応が可能な協会員を選定し「災害時応援協力報告書（様式-2）」により速やかに甲に報告するものとする。

（応急対応等の指示）

第3条 協定書第2条に定める応急対応および応急復旧（以下「応急対応等」という。）に関する甲からの指示は、協定書第9条に規定する連絡担当者を通じ行うことを基本とするが、現場における詳細な調整や協議については、前条で選定した協会員に行うものとする。

（情報の共有等）

第4条 甲および乙は、応援協力が迅速かつ的確に遂行されるよう、連絡担当者を通じ必要な情報の共有に努めるものとする。

（報告）

第5条 応急対応等を実施した場合、乙はその状況を速やかに甲に報告するものとする。

（連絡担当者）

第6条 協定書第9条に規定する、連絡担当者は各1名を基本とするが、災害の規模等に応じ、複数名選任することができるものとする。

(その他)

第7条 この細目協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自その1通を保有する。

令和4年10月24日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
滋賀県道路公社

理事長 嶋寺 源一

乙 滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号
一般社団法人 滋賀県建設業協会

会長 奥田 克実